

【連絡】 5月8日（月）以降、5類感染症への移行後の本校における新型コロナウイルス感染症対策について

県教育委員会から「5類感染症への移行後学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」が通知されましたので、お知らせします。

【本校生徒と御家庭へのお願い】

- 1 毎朝の検温と健康観察の入力は不要とします。
- 2 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、医療機関等で診察を受け、無理して登校しないでください。医師等（医師等に保護者は含みません）により登校を控えるよう指示された場合や、新型コロナウイルスやインフルエンザ等に感染した場合等は出席停止となります。
ただし、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症でない場合や、医師等により登校を控えるよう指示されない場合は、欠席扱いとなります。
- 3 家庭内に発熱や咳等の風邪の症状がみられる等の体調不良者がいる場合でも、お子様は自宅待機せず登校してください。自宅待機した場合は、欠席扱いになります。
- 4 お子様が発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合は、速やかに学校に連絡してください。
- 5 陽性者の出席停止期間は「発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」（学校保健安全法施行規則第19条第2項）を基準とします。
- 6 学校において濃厚接触者の特定は行いません。
- 7 昼食時の黙食は必要ないこととします。ただし、食事前後の手洗いや適切な換気を実施するとともに、大声の会話を控え、飛沫をとばさないよう十分注意してください。
- 8 令和5年4月1日から、生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本としています。
- 9 引き続き、手洗いやうがいの励行をお願いします。教室等の活動場所では換気を実施します。